

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	保健福祉部
監査の種類	平成29年度 定期監査 (29監第63号 平成30年3月30日報告)
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	平成30年6月22日

指摘一覧	措置通知日
是正改善を要する事項	
1 特定事項 郵便切手の管理に関する事務において、過年度に納品されたこととして支出している例が認められた。	平成30年 6月22日
2 収入事務 (その1) 試験検査手数料に係る収入事務において、条例の規定によらず手数料を徴収している例が認められた。	平成30年 6月22日
3 収入事務 (その2) 収入事務において、現金を受領したときに交付すべき領収証書等が受領の際に交付されていない例が認められた。	平成30年 6月22日
4 収入事務 (その3) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金に係る収入事務において、指定金融機関等への払込みが遅延している例が認められた。	平成30年 6月22日
5 支出事務 (その1) 支出事務において、支出負担行為の時期に誤りがある例または支出負担行為がなされていない例が認められた。	平成30年 6月22日
6 支出事務 (その2) 嘱託保育士及び日々雇用保育士に係る賃金の支出事務において、賃金等の算出に誤りのある例が認められた。	平成30年 6月22日
7 支出事務 (その3) 補助金の交付に係る事務において、補助対象者ではない団体に交付決定を行っている例が認められた。	平成30年 6月22日
8 契約事務 (その1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号を適用した随意契約の方法により契約を締結する場合における公表等が適切に行われていない例が認められた。	平成30年 6月22日

指摘一覧		措置通知日
9 契約事務（その2） 修繕に係る契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていない例が認められた。		平成30年 6月22日
意見又は要望とする事項		
特定事項（生活習慣病予防対策の取組みについて）		平成30年 6月22日

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>1 特定事項</p> <p>郵便切手の管理に関する事務において、過年度に納品されたこととして支出している例が認められた。</p> <p>※ 平成29年4月10日に納品された郵便切手について、前年度の平成28年度予算で支出するため、検収日を実際の納品日より前の日付である平成29年3月31日とし、平成28年度に納品されたこととして支出していた。</p> <p>(小名浜地区保健福祉センター)</p>	<p>[指摘事項が発生した原因]</p> <p>切手購入につきましては、平成29年3月下旬に業者へ発注したものの、繁忙期等による業者の都合により納品が遅れ4月10日の検収となりましたが、この際、物件購入費に関する会計年度所属について、制度の理解不足により「発注年度内の支出として対応しなければならない」と担当職員が誤認したまま事務を進めてしまったものであります。</p> <p>[措置した内容]</p> <p>会計年度の正しい理解に基づき事務処理を遂行できるよう、庶務係において関係法令の再確認を行いました。</p> <p>また、平成30年度より支出命令処理時には、管理職が受払簿の確認を並行して行うこととし、納品と支出の関係が適切であるかをセンターとして確認できる体制といたしました。</p>
<p>2 収入事務（その1）</p> <p>試験検査手数料に係る収入事務において、条例の規定によらず手数料を徴収している例が認められた。</p> <p>※ 平成29年4月3日に検査依頼された水質検査に伴うレジオネラ属菌数の試験検査手数料は、市保健所条例第3条別表に基づき、19,580円を徴収すべきところ、食品等の試験のサルモネラ菌等の検査と同等の検査と見なし、その手数料である7,280円を徴収していた。</p> <p>(保健所検査課)</p>	<p>[指摘事項が発生した原因]</p> <p>レジオネラ菌の検査手数料の19,580円は、平成11年3月改定・国のレジオネラ属菌防除指針に基づき細菌学的検査として設定したものでありますが、条例制定直後に当該指針が見直され、検査方法が比較的簡易な方法となったことから、本来は条例に定めのない検査として市長が別に定める手続きを経る必要がありましたが、食品等のサルモネラ菌等と同等の検査方法であったことから、条例別表1備考8により、当該方法による検査の手数料を7,280円として徴収していたものであります。</p> <p>[措置した内容]</p> <p>現在のレジオネラ属菌の検査方法は、いわき市保健所条例で定める方法とは異なる新たな検査方法のため、条例別表1備考8に基づき、</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>3 収入事務（その2）</p> <p>収入事務において、現金を受領したときに交付すべき領収証書等が受領の際に交付されていない例が認められた。</p> <p>【事例1】平地区保健福祉センター 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金</p> <p>※ 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金として平成29年8月10日（木）に現金を受領した際に、市財務規則第49条の2第1項の規定に基づく領収証書を交付しなければならないが、同月21日（月）に遅延して作成し交付していた。【類例1件あり】</p> <p>なお、小名浜地区保健福祉センターにおいても、同様の例が認められた。【類例1件あり】</p>	<p>当時の検査課において、その内容及び程度を勘案して、同表の類似の検査について算定されている額と同等の手数料を徴収すべきとの意思決定を受け処理してきたところです。しかしながら、本来、保健所長及び検査課長に権限のない事項である事であり、改めて平成30年4月に検査手数料を7,280円とする市長の意思決定を受けております。</p> <p>なお今後は、同様の誤りが生じることがないように、関係例規等を確認し適正な事務執行に努めて参ります。</p> <p>【事例1】〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>償還金の受領については、母子・父子自立支援員及び福祉介護係員が分任出納員となっておりますが、窓口での償還金の受領は、専ら母子・父子自立支援員が行っていたため、支援員が休日又は外勤等で不在時に、借受者が地区保健福祉センター窓口へ直接納付に来庁し納付のあったものについて地区保健福祉センターで一時預かりとし、支援員の翌出勤日に正規の領収証書を（実際の受領日で）発行したものです。</p> <p>【事例1】〔措置した内容〕</p> <p>市領収証書交付に関する市財務規則の規定について福祉介護係内で再確認を行い、今後につきましては、償還金の取り扱いについて母子・父子自立支援員のみならず、他の分任出納員が現金の受領と領収証書の交付まで速やかに対応するように業務体制の見直しを行いました。</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>【事例2】地域交流センター三和ふれあい館 浴室使用料</p> <p>※ 三和ふれあい館健康福祉センターの浴室の使用料については、市財務規則第49条の2第2項に基づき、現金受領の際に券売機による入浴券を交付しているが、平成29年4月1日及び同月2日に受領した現金について、入浴券や領収証書が交付されていない。</p> <p>(平地区保健福祉センター、 小名浜地区保健福祉センター、 地域交流センター三和ふれあい館)</p> <p>4 収入事務（その3）</p> <p>母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金に係る収入事務において、指定金融機関等への払込みが遅延している例が認められた。</p> <p>※ 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金として平成29年8月10日（木）に受領した現金については、市財務規則第49条の3第1項の規定に基づき、遅くとも指定金融機関等の翌営業日である同月14日（月）までに払い込まなければならないが、同月21日（月）に払い込まれていた。</p> <p>なお、小名浜地区保健福祉センターにおいても、同様の例が認められた。</p> <p>(平地区保健福祉センター、 小名浜地区保健福祉センター)</p> <p>5 支出事務（その1）</p> <p>支出事務において、支出負担行為の時期に誤りがある例または支出負担行為がなされていない例が認められた。</p>	<p>【事例2】〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>三和ふれあい館健康福祉センターの浴室券売機の作動確認等の業務につきましては外部委託をしておりますが、券売機のロール紙が切れた際に、委託先において紙の補充方法を理解していなかったため、入浴券を交付できなかったものであります。</p> <p>【事例2】〔措置した内容〕</p> <p>平成30年度より、委託先において券売機の作動確認が適切に行われるよう操作マニュアルの周知を徹底し、再発防止に努めております。</p> <p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>償還金の受領について、母子・父子自立支援員及び福祉介護係員が分任出納員となっておりますが、窓口での償還金の領収については専ら母子・父子自立支援員が行っていたため、支援員が不在時に地区保健福祉センターで一時預かりとしたものを支援員の翌出勤日に金融機関へ払込したものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>市財務規則の規定及び分任出納員の事務取扱について所内で共有し、平成30年度より地区保健福祉センター窓口において受領した償還金については指定金融機関に当日または翌営業日までに払い込むこととし、やむを得ず受領した職員が翌営業日までに払込ができない場合には、他の職員に確実に引き継ぐこととしました。</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>【事例3】平地区保健福祉センター 出産支援金</p> <p>※ 平成29年7月6日付けで、出産支援金の支給決定をしているが、市財務規則第63条第1項の規定に基づく支出負担行為が同月5日に行われており、支給決定前に支出負担行為がなされていた。</p> <p>(地域医療課、地域包括ケア推進課、平地区保健福祉センター)</p> <p>6 支出事務(その2)</p> <p>嘱託保育士及び日々雇用保育士に係る賃金の支出事務において、賃金等の算出に誤りのある例が認められた。</p> <p>【事例1】平地区保健福祉センター 日々雇用保育士賃金</p> <p>※ 平成29年6月分の日々雇用保育士に係る賃金の支給事務において、実際に取得していない有給休暇日数2日を勤務日数に加え、誤った日数を基に基本賃金を支給していた。</p> <p>さらに、保育所にて所管している超過勤務命令簿と地区保健福祉センターで作成する賃金支給明細を照合したところ、同一週に振替を行った土曜日の半日勤務について、100分の125の割増賃金を支給してい</p>	<p>発防止に向けたチェック体制の強化を図りました。</p> <p>【事例3】〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>支出負担行為として整理する時期の認識が不足していたものです。</p> <p>【事例3】〔措置した内容〕</p> <p>監査の指摘後、速やかに出産支援金支給申請書に記載する起案日及び支給決定日(決裁日)を平成29年7月5日付に遡って訂正するとともに、今後、同様の誤りが再発しないよう、指摘内容及び市財務規則等関係法規を保健福祉センター職員全員に周知し、情報の共有を図りました。</p> <p>平成30年度からは、庶務事務について正・副担当がダブルチェックを行うとともに、係長・センター次長・所長は、随時関係法規を確認して決裁行為を行うなど、チェック体制を強化し、再発防止に取り組んでおります。</p> <p>【事例1】〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>担当職員が保育所(園)より提出された「臨時職員稼働実績報告書」の確認の際、日々雇用職員は当月に休日出勤(半日勤務)を2度行っていたため、「休日出勤日数」を「有休日数」と見誤ったものです。</p> <p>また、同報告書により賃金支出にかかる集計を行った際、土曜出勤(同一週内振替)分を超過勤務として見誤ったものです。</p> <p>【事例1】〔措置した内容〕</p> <p>相手方に納付書を発行し、平成30年4月15</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>た。【類例 1 件あり】</p> <p>【事例 2】内郷・好間・三和地区保健福祉センター 嘱託保育士賃金</p> <p>※ 平成29年 6 月分の嘱託保育士に係る賃金の支給事務において、保育所にて所管している超過勤務命令簿と地区保健福祉センターで作成する賃金支給明細を照合したところ、超過勤務命令簿では100分の125の部分が 1 時間、100分の135の部分が 3 時間となっていたにもかかわらず、賃金支給明細では 0 時間で計算されていた。【類例 1 件あり】</p> <p>【事例 3】小川・川前地区保健福祉センター 嘱託保育士期末手当</p> <p>※ 平成29年 6 月期末手当の支給事務において、4 月から雇用されている嘱託保育士の期末手当額を、賃金の0. 47月分の79, 900 円として算出すべきところ、0. 46月分の78, 200円と算出し支給していた。 (平地区保健福祉センター、内郷・好間・三和地区保健福祉センター、小川・川前地区保健福祉センター)</p>	<p>日に返還が完了しました。</p> <p>平成30年度からは、同様の誤りが生じることがないように、事務担当者においては提出された報告書をこれまで以上に十分確認の上事務処理を行うこととし、各決裁者においてはチェックを強化するなど再発防止に努めて参ります。</p> <p>【事例 2】〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>平成29年 6 月分の三阪保育所嘱託保育士に係る賃金について、超過勤務の命令時間が100分の125の部分が 1 時間、100分の135の部分が 3 時間であったが、地区保健福祉センターにおいて、同月の当該嘱託保育士の超過勤務を 0 時間で計算し、未支給となったものです。</p> <p>【事例 2】〔措置した内容〕</p> <p>未支給となった当該嘱託保育士に対し、平成30年 2 月分の賃金支給の際、平成29年 6 月分の差額について追給いたしました。</p> <p>今後は、同様の誤りが生じることがないように、関係例規等を確認すると共に、保育所から提出される諸手当実績報告書と超過勤務命令簿の写しを突合し、チェック体制の強化を図り、適切な事務執行に努めて参ります。</p> <p>【事例 3】〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>平成29年 1 月16日付け28職号外で総務部長から、こども支援課所管嘱託職員の特別手当の改定通知がなされたにもかかわらず、平成29年度当初に、所管するこども支援課からの改定前の月数による通知に基づき、本地区センター管内の小川保育所嘱託職員 5 名（保育士 4 名、調理員 1 名）に対して、6 月期の特別手当を規定より少なく支給したため、指摘事項が発生したものです。</p> <p>【事例 3】〔措置した内容〕</p> <p>特別手当の支給誤りが発生した小川保育所</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>7 支出事務（その3）</p> <p>補助金の交付に係る事務において、補助対象者ではない団体に交付決定を行っている例が認められた。</p> <p>※ いわき市障害者自発的活動支援事業費補助金の補助対象者は、いわき市障害者自発的活動支援事業費補助金交付要綱第3条において、「障害者が主体性をもって、地域で自立して生活ができるような取組みを行っている法人」とされているが、法人ではない任意団体に対し、当該補助金の交付決定を行っていた。</p> <p style="text-align: center;">（障がい福祉課）</p> <p>8 契約事務（その1）</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第3号を適用した随意契約の方法により契約を締結する場合における公表等が適切に行われていない例が認められた。</p> <p>※ 千寿荘清掃業務委託に係る契約事務において、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定を適用した随意契約を締結したが、これらの随意契約を締結する場合について規定する市財務規則第128条</p>	<p>の嘱託職員5名に対して、平成29年12月期の特別手当の支給に際して、6月期の差額について追給いたしました。</p> <p>今後は、同様の誤りが生じることがないように決裁課程において、担当課に対し改定の有無を確認した上で、必ず支出の根拠となる通知等を添付させるなど、関係例規等を確認し適切な事務執行に努めて参ります。</p> <p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>いわき市障害者自発的活動支援事業費補助金交付要綱の制定時において、補助対象事業を行う者が特定非営利活動法人1法人のみであったことから「法人」と規定していたが、その後、担当者の認識不足等による補助申請時のチェック誤りにより、補助対象者ではない障がいの当事者団体や親の会等の任意団体へ補助決定したこと、また要綱における補助対象者の規定を改正していなかったことによるものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>平成30年4月1日付で本要綱第3条中「法人」を「団体」に改める改正を行った（同日施行済み）ほか、事務処理における課内のチェック体制の強化を図っております。</p> <p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第3号を適用した随意契約の方法により契約を締結する場合における公表等の手続きについて、認識していなかったことによるものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>平成30年度の契約より随意契約確認表を用いるとともに、財務規則第128条の2第1号及</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>の2第1号から第3号に定める公表の手続きが行われていなかった。</p> <p>また、随意契約を実施する具体的な理由及び業者選定の理由は、「シルバー人材センターからの役務の提供を受ける契約であることから」との表記にとどまっており、具体性に欠ける不十分なものとなっていた。</p> <p style="text-align: right;">(千寿荘)</p> <p>9 契約事務 (その2)</p> <p>修繕に係る契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていない例が認められた。</p> <p>※ 総合保健福祉センターヒートポンプチラー更新修繕に係る契約事務について、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項の規定による「契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、契約等の相手方が排除措置対象者に該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等の必要な措置」が講じられていなかった。</p> <p style="text-align: right;">(保健所総務課)</p>	<p>び第2号の規定により、平成30年3月23日に契約に係る発注の見通し及び契約の内容等を公表するとともに、6月22日に契約締結後における契約相手方等についていずれも市ホームページを通じて公表したところであります。</p> <p>また、随意契約理由書に、契約の相手方の決定方法及び選定基準等について、具体的に記載しました。</p> <p>今後は、同様の誤りが生じることがないように、関係例規等を確認し適切な事務執行に努めて参ります。</p> <p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>関係職員の認識不足により、契約書への契約解除条項の規定文等の記載漏れが発生したものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>今後発生する同様の契約事務においては、今回指摘のあった事項を盛り込んだ契約書により事務処理を行うこととし、職員間の確認体制の強化を図って、適正な事務処理に努めます。</p>

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p>特定事項(生活習慣病予防対策の取組みについて)</p> <p>平成26年3月に策定された「健康いわき21(第二次)」は、健康増進法に基づく市健康増進計画として定められたものであり、本計画では健康課題を明確にし、世代別の数値目標を設定しながら、生活習慣病の発症予防や重症化予防を徹底化させていくことを目的としている。</p> <p>また、平成27年度の組織改編において、市が実施する健康診査や受診後の保健指導等を通じた市民の生活習慣病の予防や健康寿命の延伸への支援の強化を図るため、保健所地域保健課内に成人保健係が設置された。</p> <p>厚生労働省が実施した「平成28年国民健康・栄養調査」の結果によると、福島県民の食塩摂取量及びBMI(体重÷身長²の2乗により算出される肥満度を表す体格指数)の平均値は、男性で全国ワースト2位、女性で同ワースト1位となっている。</p> <p>また、生活習慣病の現状については、県が平成28年度に策定した地域医療構想において、県全体では全国と比較して高血圧患者の出現比が113.6%、Ⅱ型糖尿病外来が295.4%となっており、さらにいわき区域においては高血圧患者が全国比で136.3%、Ⅱ型糖尿病外来が367.5%となっている。</p> <p>この他、平成28年度に福島県保険者協議会医療調査部会が作成した、県内各健康保険の平成27年度特定健診結果の取りまとめを基にした報告において、本市では県内において男女ともに肥満者と習慣的喫煙者の割合が高いと指摘されているなど、本市の現状は、生活習慣病の発症予防や重症化予防において大いに憂慮すべき事態となっている。</p> <p>このような状況のもと、市では、県の「ふくしま健民パスポート事業」と連携し、市民の健康に対する意識を高めることを目的と</p>	<p>本市においては、3大死亡要因の悪性新生物、脳血管疾患、心疾患とも、国や県の死亡率より高い状況にあり、これらの生活習慣病予防のためには、各自が早くから自身の健康に関心を持ち、健康づくりに取り組む必要があります。しかしながら、本市の特定健診受診率及び各種がん検診受診率は県内他市よりも低く、受診率の向上が求められています。</p> <p>そのため、市民が自主的かつ気軽に、無理なく楽しく健康づくりの気運の向上が図られ、市民が一体となって暮らせる地域づくりを推進できるようにし、市民の健康指標の改善と健康寿命の延伸を図ることを目的に「いわき健康チャレンジ事業」を平成28年6月から開始しました。</p> <p>事業参加者のこれまでの傾向を見ると、元々健康意識の高かった方が、更に意欲的に健康づくりに取り組む結果となっており、新たに健康づくりに取り組む契機として事業が活用されることが今後の課題となっています。</p> <p>本事業の新たな枠組みとして、平成30年度より健康チャレンジと禁煙チャレンジの2コースを設定し、禁煙を目指す市民が参加できるようにしました。また、本事業の参加者拡大を目指し、特に健康づくりへの関心が高くない層や働く世代への参加促進を促すため、地域や職域、まちづくり協議会等と積極的に連携を図り広報拡大に努めるなど、新たな啓発手段を検討しています。</p> <p>さらに、本市における生活習慣病の発症予防や重症化予防を徹底化させていくための強化策として、各種健診・検診受診率向上のための啓発活動や、自身の健康状態を知り生活習慣を見直すための健診結果説明会・健診事後指導を充実させるとともに、生活習慣病予防教室や、がん予防講演会等の開催、地域ぐるみの減塩対</p>

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p>して、日々の健康づくり、健診やがん検診の受診、社会参加活動等の健康行動によるポイント数に応じ様々な特典が受けられる「いわき健康チャレンジ事業」を平成28年6月から開始したところである。しかし、本市の参加者は、平成30年2月末において、「ふくしま健民パスポート事業」が542人、「いわき健康チャレンジ事業」が227人とどまっている。</p> <p>保健所においては、これら事業の参加者拡大を図ることをはじめ、より効果的な生活習慣病の予防対策に取り組まれることを望むものである。</p> <p style="text-align: right;">(保健所)</p>	<p>策に力点を置いた官民共創健康づくり事業などを重層的に展開しながら、効果的に対策を進めて行きたいと考えております。</p>